

運営規定

●虐待の防止について

事業者は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ報告します。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 宮園 正寛
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) 身体拘束をやむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
- ① 切迫性:利用者や他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 非代替性:身体拘束そのほかの行動制限に他の代わる対応方法がない。
 - ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

●秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了した後においても継続します。
-------------------------	---

	<p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である機関及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべく旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。(開示に際しては複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

●衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - I. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - II. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - III. 事業所に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的に実施します。

●感染症の対応について

- ① 事業者は新型コロナウイルス感染症やその他の感染症への対策を十分に行い、できる限りご希望に沿うサービス提供を行います。
- ② 感染症拡大や学校の休校等により、出勤困難な職員が増えた場合、状態が安定されている方には訪問回数の相談をさせていただく場合があります。担当者に代わって別の者が訪問数場合もあります。
- ③ ご利用者・ご家族へは、訪問の際に担当者より発熱等の症状がないか確認させていただきます。

発熱や風邪症状等の症状がある場合は事前にご連絡の協力をお願いいたします。

状況に応じて感染予防策に基づいた服装で訪問いたします。

可能な限りのマスクの着用や手洗い、換気へのご理解とご協力をお願い致します。

●業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時体制での早期の業務再開を図るための計(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。